

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市上下水道局が、株式会社 PERSON' S から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成 17 年富山市規則第 37 号）第 20 条の 2 第 2 号の規定により公表する。

令和 7 年 2 月 6 日

富山市上下水道事業管理者 前田 一士

1 随意契約の内容

(1) 件名

富山市公共下水道等の使用変更届封入封緘業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

富山市公共下水道等の使用変更届及びプライバシー保護シールの封入封緘

(3) 役務の提供を受ける期間

令和 7 年 3 月 3 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 3 号に該当する障害者支援施設であって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 2 月 21 日

(2) 提出先

上下水道局料金課